

岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 11 号

岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例

岩手県保健所設置条例（昭和 23 年岩手県条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
第 1 条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>岩手県水沢保 健所</u></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	[略]			<u>岩手県水沢保 健所</u>	[略]		[略]			第 1 条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>岩手県奥州保 健所</u></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	[略]			<u>岩手県奥州保 健所</u>	[略]		[略]		
名 称	位 置	所管区域																							
[略]																									
<u>岩手県水沢保 健所</u>	[略]																								
[略]																									
名 称	位 置	所管区域																							
[略]																									
<u>岩手県奥州保 健所</u>	[略]																								
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。